二　利用目的の変更（法第十五条第二項及び法第十八条第三項関係）

（一）　事業者は、一の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えた変更を行ってはならない。

（二）　変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（三）　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、三の規定により、本人の同意を得なければならない。

三　利用目的による制限（法第十六条第一項関係）

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、一の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、船員雇用管理情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために船員雇用管理情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

四　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第十六条第二項関係）

事業者は、合併、分社化、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って船員雇用管理情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該船員雇用管理情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該船員雇用管理情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために船員雇用管理情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

五　利用目的による制限の例外（法第十六条第三項関係）

次に掲げる場合においては、三又は四の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて船員雇用管理情報を取り扱うことができる。

（一）　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づく捜査への対応等、法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて船員雇用管理情報を取り扱う場合。なお、当該法令に目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみがあり、目的外利用をする義務までは課されていない場合においては、事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（二）　急病人の連絡先を医師に伝える等、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて船員雇用管理情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（三）　児童虐待のおそれのある家庭の状況に係る情報を児童相談所、警察等が共有する必要がある場合等、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて船員雇用管理情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（四）　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項の統計調査（以下「統計調査」という。）に回答する場合等、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて船員雇用管理情報を取り扱う場合。

第五　船員雇用管理情報の取得に関する義務

一　適正な取得（法第十七条関係）

事業者は、偽りその他不正の手段により船員雇用管理情報を取得してはならない。

二　取得時の利用目的の通知又は公表（法第十八条第一項関係）

事業者は、船員雇用管理情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

三　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第十八条第二項関係）

事業者は、契約書等の書面等により、直接本人から船員雇用管理情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ本人に対してその利用目的を明示する必要はないが、その場合には、二の規定に基づき、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び船員雇用管理情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

四　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第十八条第四項関係）

次に掲げる場合については、二、三及び第四の二の（二）の規定は適用しない。

（一）　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

（二）　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。

（三）　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（四）　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

第六　個人データの管理に関する義務

一　データ内容の正確性の確保（法第十九条関係）

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

二　安全管理措置（法第二十条関係）

事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、事業者において、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置として次に掲げるものを講ずるよう努めるものとする。

（一）　個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。

（二）　個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

（三）　個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと（その業務に係る職を退いた後も同じ。）。

（四）　個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を各事業所において選任すること。

三　従業者の監督（法第二十一条関係）

事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等につき、必要かつ適切な措置として次に掲げるものを講ずるよう努めるものとする。

（一）　その責務の重要性を認識させるために必要な教育及び研修の実施

（二）　具体的な個人データの保護措置に習熟させるために必要な教育及び研修の実施